

**法人県民税法人税割に係る
超過課税の実施期間の延長について（お知らせ）**

法人県民税の法人税割につきましては、昭和 5 1 年度以降、法人の皆様のご協力のもと超過課税を実施し、産業の活性化や交通ネットワークの整備等の施策の財源として活用させていただいておりますが、その実施期間が令和 8 年 3 月 3 1 日で終了することとなっています。

本県では、人口減少の加速、自然災害の頻発、国際情勢の不安定化といった時代の潮流の変化に対応し、大分県を新たなステージに発展させるため、新たな大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン 2 0 2 4 ～新しいおおいたの共創～」を策定しました。

移住・定住や観光、企業進出といったあらゆる分野で県内外から「選ばれるおおいた」を実現するためには、このビジョンのもと、災害に強い県土づくり、産業の振興と人材の確保・育成及び交通ネットワークの充実などの施策を進めていくことが重要です。

つきましては、法人県民税法人税割に係る超過課税を今後 5 年間延長し、所要の財源に充てさせていただきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、税率及び適用要件につきましては現行のまま、次のとおりです。

記

税率：1. 8 % （内訳…標準税率：1. 0 %、超過税率：0. 8 %）

※資本金又は出資金が 1 億円以下でかつ法人税額が年 1 , 0 0 0 万円以下の
中小法人には超過税率は適用しない

		資本金・出資金の額	
		1 億円超	1 億円以下
課税標準額 (法人税額等)	年 1 千万円超	1. 8 %	1. 8 %
	年 1 千万円以下	1. 8 %	1. 0 %